

「アトルバスタチン事件」

知財高裁平成23年（行ケ）第10445号事件（平成24年12月5日判決）

<キーワード>

結晶の動機付け

<抜粋>

結晶多形の特許性の事件。下記以外に種々の論点がある。

製造法や効果が特異的でないと特許を維持するのは大変。

動機付けについて

被告は、結晶を取得しようとする一般的な意味での動機付けは、具体的な結晶多形に係る発明に想到するための動機付けとは異なるのであって、およそ医薬において結晶の使用が好ましいことに基づいて動機付けを判断すると、結晶多形に係る特許は成立する余地はないと主張する。

しかしながら、結晶を取得しようとする動機付けに基づいて結晶化条件を検討し、結晶多形を調査することにより、具体的な結晶多形に想到し得るものであるから、具体的な結晶多形を想定した動機付けまでもが常に必要となるものではない。

水和物結晶の動機付けについて

本件優先日前から、医薬化合物の結晶として水和物結晶が望まれており、非結晶の物質について、水を含む系から水和物として結晶させることを試みることは、当業者にとって通常なし得ることであったというべきである。

したがって、引用例に開示されたアトルバスタチンの結晶について、水を含む溶媒を用いた水和物として結晶を得ることを試みることは、当業者がごく普通に行うことであるというべきである。

また、結晶性形態Ⅰを得るために本件明細書が開示した方法は、水性溶媒中での懸濁物ないし湿潤ケーキを養生するというものであって、当業者が通常採用しないような手法を用いているものではなく、特殊な条件設定が必要であるというものでもないから、本件発明に係る結晶性形態Ⅰは、当業者が通常なし得る範囲の試行錯誤で得られた結果物である水和物結晶にすぎないものというべきである。